

長期収載品（先発医薬品）の選定療養について

令和 6 年 10 月 1 日より、医療上必要があると認められない場合で、患者様のご希望により後発医薬品のある先発医薬品（長期収載品）を選択される場合、選定療養として特別の料金をご負担いただくこととなりました。

選定療養の対象

以下のいずれかに該当し、厚生労働省が告示で指定した品目が対象です。

- ・① 後発医薬品が薬価収載されてから 5 年経過した先発品（ただし後発品への置換率 1%未満のものは除外）
- ・② 収載から 5 年未経過でも、後発品への置換率が 50%以上の先発品
- ・対象品目の一覧は、厚生労働省のウェブサイトで公表されています

ご負担いただく金額（令和 8 年 6 月 1 日より）

- ・ $(\text{先発品薬価} - \text{後発品薬価}) \times 1/2 \times 1.1$ （消費税）が選定療養費として患者様の自己負担となります
- ・残り 1/2 相当は、通常どおり保険給付の対象となります

選定療養の対象外となるケース

- ・医師が「医療上の必要性がある」と判断した場合（処方箋への記載が必要）
- ・薬局に後発医薬品の在庫がない場合

対象品目について

対象品目の詳細は、カウンターにてお尋ねいただくか、厚生労働省ウェブサイトをご参照ください。